

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

November, 2013

なごみ便り

www.101dog.co.jp

最低賃金額が改定されます

各都道府県の平成 25 年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下の通りです。

【地域別最低賃金額一覧表】

都道府県	最低賃金時間額【円】	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額【円】	発効年月日
北海道	734 (719)	H25.10.18	滋賀	730 (716)	H25.10.25
青森	665 (654)	H25.10.24	京都	773 (759)	H25.10.24
岩手	665 (653)	H25.10.27	大阪	819 (800)	H25.10.18
宮城	696 (685)	H25.10.31	兵庫	761 (749)	H25.10.19
秋田	665 (654)	H25.10.26	奈良	710 (699)	H25.10.20
山形	665 (654)	H25.10.24	和歌山	701 (690)	H25.10.19
福島	675 (664)	H25.10.6	鳥取	664 (653)	H25.10.25
茨城	713 (699)	H25.10.20	島根	664 (652)	H25.11.6
栃木	718 (705)	H25.10.19	岡山	703 (691)	H25.10.30
群馬	707 (696)	H25.10.13	広島	733 (719)	H25.10.24
埼玉	785 (771)	H25.10.20	山口	701 (690)	H25.10.10
千葉	777 (756)	H25.10.18	徳島	666 (654)	H25.10.30
東京	869 (850)	H25.10.19	香川	686 (674)	H25.10.24
神奈川	868 (849)	H25.10.20	愛媛	666 (654)	H25.10.31
新潟	701 (689)	H25.10.26	高知	664 (652)	H25.10.26
富山	712 (700)	H25.10.6	福岡	712 (701)	H25.10.18
石川	704 (693)	H25.10.19	佐賀	664 (653)	H25.10.26
福井	701 (690)	H25.10.13	長崎	664 (653)	H25.10.20
山梨	706 (695)	H25.10.18	熊本	664 (653)	H25.10.30
長野	713 (700)	H25.10.19	大分	664 (653)	H25.10.20
岐阜	724 (713)	H25.10.19	宮崎	664 (653)	H25.11.2
静岡	749 (735)	H25.10.12	鹿児島	665 (654)	H25.10.27
愛知	780 (758)	H25.10.26	沖縄	664 (653)	H25.10.26
三重	737 (724)	H25.10.19	全国加重平均	764 (749)	-

厚生労働省ホームページより抜粋。括弧書きは平成 24 年度地域別最低賃金額。

使用者は発効日当日の賃金から最低賃金額以上の金額を支払う必要があります。

なお、本社と異なる都道府県に事業所（支店・営業所・工場など）がある場合には、その事業所の属する都道府県の最低賃金額が適用されます。

労災保険特別加入者の給付基礎日額の幅が広がります

労災保険の特別加入者（中小事業主、一人親方、海外派遣者など）に対する保険給付額を算出するために用いる「給付基礎日額」について、平成 25 年 9 月 1 日より新たに **22,000 円、24,000 円、25,000 円**が選択（ ）できるようになりました。

特別加入の場合、加入者本人が所得水準に応じた「給付基礎日額」を選択し、それに所定の保険料率をかけて算定された保険料を支払うことになっています。

【特別加入者の給付基礎日額】

	給付基礎日額
従来	3,500 円、4,000 円、5,000 円、6,000 円、7,000 円、 8,000 円、9,000 円、10,000 円、12,000 円、14,000 円、 16,000 円、18,000 円、20,000 円
今回追加の額	22,000 円、24,000 円、25,000 円

既に特別加入している方については、来年度（平成 26 年度）から変更後の給付基礎日額が選択できます。給付基礎日額の変更を希望する場合は、年度末（平成 26 年 3 月 18 日～3 月 31 日）または労働保険の年度更新期間（平成 26 年 6 月 1 日～7 月 10 日）に手続きを行うこととなります。

なお、新規に加入する方については、加入の際にすべての給付基礎日額を選択できません。

遺族基礎年金の受給権者に夫が加わります

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成 24 年 8 月 10 日成立）により、平成 26 年 4 月 1 日以降、国民年金の被保険者等である妻が亡くなり、遺族が夫と子の場合、夫も遺族基礎年金を受給できるようになります。夫と子一人の場合の年金額は 1,002,500 円（平成 25 年度価格）です。なお、夫の被扶養配偶者として第 3 号被保険者である妻が死亡した場合は、夫には遺族基礎年金は支給されません。

（文章担当：畑田）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. 次のアルファベットと数字は何かを表しています。 に入る数字は何でしょう？

T = 1 、 D = 1 、 F = 2 、 K =